

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

有限会社への変更は純資産300万円必要

Q：現在、資本金300万円の株式会社です。株式会社の最低資本金をクリアできないので、有限会社に組織変更しようと考えていますが、可能でしょうか。

A：株式会社の最低資本金（1,000万円）をクリアする猶予期限は8年3月31日までですので、あと残りわずかとなってきました。

そこで、最低資本金をクリアできない株式会社が有限会社に組織変更するケースも増えているようです。

有限会社の最低資本金は300万円なので、資本金300万円をクリアしていれば株式会社から有限会社にすべて組織変更できると考えがちですが、そうではありません。

株式会社から有限会社に組織変更する場合、資本金の額は貸借対照表上の純資産額（資本の部の合計）を超えてはならないという大前提があるため（有限会社法64条④）、累積赤字を計上しているような会社は、組織変更ができないケースも出てくることになります。

例えば、御社が当期末処理損失100万円だとすると、純資産額は200万円となり、純資産≧資本金という先の大前提をクリアできないため、有限会社への組織変更はできないことになります。組織変更するためには資本金を400万円以上に増資する必要があります。

